

行政協力員を新たに委嘱しました

7月1日付けで、新たに次の人を行政協力員として委嘱しました。(敬称略)

【代洋中】

黒木秀哉 66・1400

※前任者には、長い間ご協力いただき、ありがとうございます。

総務課 63・1209

運動公園施設を臨時休業します

次の日程で、運動公園施設を臨時休業します。

●日時

8月14日(日)、15日(月)

●対象施設 市民体育館・体育センター・弓道場・夜間照明施設

運動公園管理事務所

62・5163

原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙とうを

今年は広島と長崎に原子爆弾が投下されて66年目にあたります。

原爆死没者のご冥福と恒久平和の確立を願って、「広島原爆の日」の8月6日(土)

午前8時15分から「長崎原爆の日」の8月9日(火)午前11時2分から、市庁舎のサイレンを1分間鳴らします。

地域で黙とうをささげましょう。また「全国戦没者追悼式」が行われる8月15日(月)、正午から同じく1分間、戦没者のご冥福と恒久平和の確立を願ってサイレンを鳴らします。

総務課 63・1204

市民サービスセンター臨時休業します

システムメンテナンスのため市民サービスセンターの業務を停止し、休業します。ご迷惑をおかけします。ご協力をお願いします。

●日時 8月20日(土)

市民サービスセンター

65・8120

市民課 63・1302

各種手当の現況届を提出してください

各手当を受給している人(昨年支給停止になっている人も)は、「平成23年度現況届」を提出してください。提出されない場合は、手当

を受給できなくなります。

●手当の種類

- ・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・経過的福祉手当
・特別児童扶養手当

●受付期間

8月11日(木)～19日(金)

●受付場所

福祉課福祉係

①・2番窓口

●必要なもの

現況届、所得状況届、印鑑(朱肉用)

※受給者には、7月下旬に届出用紙をお送りしますの

でお持ちください。

福祉課 63・1406

荒尾市人権同和教育研究大会を開催します

市人権同和教育研究協議会は、市内の教職員や教育関係者など約600人で構成し、人権同和教育の研究と実践に日々努めています。

人権同和教育とは、一人ひとりの子どもたちを大切にしながら、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす教育です。

部落の親たちの「義務教育の無償化」運動の成果としての教科書無償化制度「なかまづくり」の実践によ

る質の高い学校集団などの実現を目指す取り組み、進路保障の取り組みとしての「統一応募用紙」の制定は、学校教育における人権同和教育の中で積み上げられてきたものです。

市内での人権同和教育の確立と深化を目指し、部落差別をはじめ、あらゆる差別からの解放を目指して、研究大会を開催します。

●日時

8月20日(土) 午前9時

●場所

(午前)文化センター大ホール

(午後)荒尾高校

●参加費 無料

※どなたでも参加できます

●記念講演

「生きていると変わることもあるんだ」たつことのできる子どもを育てたい」

●講師 和田紹彦さん

(大阪市立敷津浦小学校)

●人権啓発課 63・1139

高齢者・障がい者の人権あしん相談

高齢者や障がい者に対する人権問題の解決を図るため、人権擁護委員、法務局職員が、電話で相談をお受

けます。秘密は堅く守られます。

●実施日時

9月5日(月)～11日(日)

●受付時間

①9月5日(月)～9日(金) 午前8時30分～午後7時

②9月10日(土)～11日(日) 午前10時～午後5時

●相談電話番号

(ナビダイヤル)

60570・003・110

●実施機関 熊本地方務

局・県人権擁護委員会連合会

●人権啓発課 63・1139

熊本の木で作った遊具を貸し出します

県では、子どもたちに木のぬくもりを肌で感じ、木に親しみをもってもらえるよう、委託業者を通じて、県産のヒノキとスギでつくった積み木セットなどの木製遊具を貸し出しています。

●対象 幼児教育、保育、子育て支援活動のため、乳幼児の集団を対象として使用する団体やグループなど

●貸出業務担当委託業者

NPO法人子育て支援ワ

カリーズペペペらん

6096・337・0450

荒尾市文化振興基金を募集します

地域文化の創造やまちづくりに生かす文化活動を支援する事業について、予算の範囲内で助成します。

●対象事業 活動発表事業・文化情報事業・人材育成交流事業 ※1団体1事業

●助成金の額 実施する事業に要する経費の3分の2で、限度額は50万円。

●募集期限 8月26日(金)

●政策企画課 63・1274

漁業調整委員会委員選挙人名簿 掲載申請

平成23年9月1日現在で、漁業に携わっている人の申請に基づき「県有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿」を作成します。選挙権がある人は申請してください。

●申請方法 平成22年度に名簿掲載されている世帯には、8月22日(月)に昨年の登録内容の申請書を送付

します。現在も漁業に携わっている人は内容を確認後

関係行政協力員宅に提出してください。

※今年度新しく漁業を行い、

申請する人は、申請書を関係行政協力員宅と市選管事務局に用意していただきます。

●申請期間 9月1日(木)～5日(月)

●選挙権がある人 平成3年12月6日までに生まれ、市内に住所または事業所を有し、1年に90日以上漁業に携わっている人。

※この場合の漁業は「漁船を使用する漁業」または「のり養殖業」を指し、営利目的で反復的・継続的に行われることを要します。

漁船を使用せず、徒歩での採りや趣味で漁業を行う人には、選挙権はありません。

また、選挙権の欠格者は除きます。市選挙管理委員会事務局 63・1254

来年度、し尿のくみ取り料

計算方法が変わります

す。ご理解とご協力をお願いします。

●し尿くみ取り料金制度を改正する理由

- ①多量の洗浄水を使用する簡易水洗式便器、ウォッシュレット付き便座など多様なトイレが普及し、くみ取り量の格差が大きく、経費負担の不公平が生じている。
②幼児のいる家庭、オムツを利用している住民のいる家庭や留守の多い家庭から、くみ取り量に応じた料金に見直して欲しいとの要望がある。

●制度改正の内容

くみ取り量による料金計算とする。

●くみ取り手数料単価

1ℓ当たり8円40銭(税込)

※県内14市で最も安価な汲み取り料金です。

●改正の時期 平成24年4月1日以降のくみ取り分から適用します。

●改正に向けての取組み

①くみ取り車両に電子計量機器を導入し、正確なくみ取り量を計量します。

②平成23年7月から2年間、居住する既存住宅のし尿

くみ取り便槽を浄化槽に切り替える場合、従来の浄化槽設置補助金に10万円を上乗せします。

③現在はいくみ取り料金を2カ月に1回請求していますが、平成24年4月からは毎月請求します。

●環境保全課 63・1370

特定テーマごとの日曜日労働相談

くまもと県民交流館パレアシごと相談・支援センターでは、第2日曜に、特定テーマごとの日曜日労働相談を実施しています。

●相談日とテーマ

・8月14日(日)

未払い賃金(未払い残業代など)について

・9月11日(日)

解雇、退職勧奨・退職、退職金について

●相談時間 午後1時～4時

●相談方法 来所または電話

●くまもと県民交流館パレアシごと相談・支援センター

(利用時間は毎日午前9時～午後7時/月1回程度の休館日があります)

6096・352・3613

Greenland Hotel advertisement for 'All-in-one' package (2,950 yen) including food, drink, and bath. Includes details on dates (4/28-10/2), reservations, and contact info (096-66-1133).